

第 10 回岩出市公共下水道事業運営審議会 議事概要

1. 日 時 平成19年2月13日（火）13:30～16:00

2. 場 所 岩出市中央公民館 第1会議室

3. 出席者 会長他委員8名、事務局5名

4. 議 題

- (1) 前回議事概要の報告について
- (2) 前回要求資料の提出と説明について
- (3) 岩出市公共下水道使用料金の答申内容について
- (4) 受益者負担金制度の概要について
- (5) その他

5. 会議形式 一部非公開

6. 傍聴者 なし

7. 議事概要

司会者 開 会
事業部長 挨 拶
会 長 挨 拶

- (1) 前回議事概要について、事務局から報告する。(資料1)
- (2) 事務局から前回の審議会で請求のあった資料「高齢者で1人、2人住まいをしている世帯の水道使用量の状況」を提出し、説明する。続いて、資料「岩出市公共下水道使用料の設定における高齢者1人世帯対策について」を説明し審議する。(資料2)
- (3) 岩出市公共下水道使用料に関する答申骨子案について、事務局から説明し審議する。(資料3)
案の説明の前に、財政計画の中で大きな部分を占める流域下水道維持管理負担金が決まっていないことから、想定金額で財政計画を策定しているので、現時点での案であることを確認する。
- (4) 受益者負担金制度について、事務局から説明し審議する。(資料4、資料5)
- (5) その他

8. 主な意見・質疑応答

意 見

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、入札及び契約に係る情報の公表を進めていただきたい。

(岩出市公共下水道使用料の設定における高齢者1人世帯対策について)

質 問

資料の給水量分布の中で市全体の世帯数が14,816世帯となっているが、岩出市は約19,000世帯あり、残りはマンションやアパートに分類されるのか。

事務局

この世帯数14,816は、家庭系として契約している数字で、アパート・マンションなどの供用栓や営業用で契約している数字は入っていない。

質 問

紀泉台などは、そのまま下水道に接続し、水量に変化はないが、汲み取りされている世帯が下水道に

接続すると使用水量が増えるが、その点を考慮して積算しているのか。

事務局

ならして計算している。実際には、水洗化に伴いトイレの水として増える量は、月1人当たり1㎡から2㎡と推定でき、今の平均水量月約6㎡にその分を足しても10㎡に達しないため、下水道を使っても負担は増えずに済むと思う。

質 問

使用料で減免している市町村はあるのか。

事務局

使用料の減免対象として生活保護世帯という考え方があるが、生活保護費の考え方の中に生計費として構成するものが入っている。つまり、上下水道料金は生活保護費の算定の中に入っているという考え方で、生活保護世帯を減免の対象にしている市町村は最近少なくなってきている。

意 見

- ・若い世代も収入面で非常に厳しい世帯が多くなって来ているのが現状である。変更案では、家族数が多いと、累進の倍率が急速に上がり大変である。バランスの取れた原案の基本使用料1,050円のパターンが妥当だと思う。
- ・生活保護を受けなくてはならない世帯に配慮する項目を設けて、こういう対策を取っていますということをも明記すべきだと思う。高齢者のみならず低所得の若い方も安心して生活できる制度を作るべきである。

(岩出市公共下水道使用料に関する答申骨子案)

質 問

他の市町村と比較すると、岩出市の料金はどの程度になるのか。

事務局

月20㎡使用した場合の使用料を比較すると、美浜町が3,040円で一番高く、次にかつらぎ町・高野口町・九度山町のグループで2,600円から2,625円になっている。岩出市は、2,750円となり美浜町とこのグループの間に位置するようになる。

意 見

使用料を比較するのであれば、岩出市やかつらぎ町のような流域関連下水道と美浜町のような処理場を持った単独下水道とは区別して説明する必要がある。

質 問

案の6番目で、「用途別使用料や水質使用料については、供用開始当初は設けない」となっているが、例えば花屋など水をたくさん使う方には、一切配慮しないのか。

事務局

花屋など水道水を営業用に使っている方や農業用に水道水を使用している方などがあるが、これらすべてを制度の中に入れると煩雑になるので個別対応としたい。上水道使用量と汚水量に著しく違いがある場合は、使用者自ら水道メーターを設置し、超過分を差し引くという方法と汚水量を認定する方法があるが、条例制定までに整理したい。

(受益者負担金制度の概要について)

意 見

- ・資料の(例)の数字は、根拠のある数字にする必要がある。今後、検討していくうえで紛らわしい。
- ・受益者負担金は、都市計画法で「事業費の一部を負担させることができる」とあるが、負担金を算定

するには、しっかりした理由付けが必要である。流域下水道、公共下水道５％の負担率の検討、繰出金のバランスの問題、公共施設等の減免の問題などを理詰めで説明できるようにしておく必要がある。

(資料請求)

- ・減免の対象となる面積の割合。
- ・計画区域内の地籍調査の進捗状況。

会 長

負担金を決めるまでの順序を事務局から説明願いたい。そのうえで、次回具体的に審議したい。

事務局

まず、負担金算定対象額の算定方法ということで、対象額を総事業費の何％と設定するのがいいのか、末端管渠整備費を計算して対象額を出すのがいいのか、を議論していただきたいと思う。次に、それをどのような形でいただくのか。算定方式ということで地積割や定額などの方式を検討していただき、また減免制度を設けるのか設けないのか。設けた場合、その分の費用を誰が負担するのか。というようなことを議論していただく必要があると思う。

会 長

事務局において、次回までに負担金算定に必要な資料の収集・作成をお願いする。

9. 次回日程

平成１９年２月２７日（火）午後１時３０分より

10. 問い合わせ先 事業部 下水道課 電話番号 （６２）２１４１ 内線 ３３３